

私たちは、難民（申請中の方々を含む）のみなさんが、新型コロナ下、日本での生活に困っていることを知り、食料支援をするためのオンライン相談会を重ね、4月と6月に2回の「緊急食料支援」に取組みました。また学習会を1回（6月19日）開催しNPO名古屋難民支援室より実態を学びました。名古屋入管は東京入管に次いで難民申請が多いこと。日本では“あやしい人は入国させない”ことを基本にする入国管理行政が難民認定しており、難民認定率は0.1～0.2%にとどまること。NPO名古屋難民支援室は、東海地域に暮らす難民や難民申請者が、法的に保護され、安定して自立した生活を送れるよう支援しており、年間約100名の新規相談と、1,000件の継続相談があること、等です。

緊急食料支援に取り組んだことで、私たちはいろいろなことを学ぶことができました。6月の学習会は65名（オンライン・会場あわせて）もの参加があり、「食料がどう支援に生かされたか」「はじめてのことだが、一步を踏み出せた」等の声が多く寄せられました。

それらをうけて、オンライン相談会で、「まだまだ難民について知らないことが多い」「今、注目されている入管法のこともっと知りたい」「アフガニスタンやビルマ（ミャンマー）で起きていることを知りたい」などと、今後の進め方を話し合いました。

そして、いまの状況を知り、いまの課題を学び、私たちにできることを考え、語り合う場をシリーズで開催（オンライン・会場参加併用）することとしました。新型コロナ感染症拡大防止のため、会場参加は定員を設けます。「聞くだけ参加」の方も歓迎です。お気軽にご参加ください。市民として何ができるのか、一緒に考えましょう。

「難民食料支援」学び語り合う会

① 10月30日（土） 10時～11時30分

テーマ：アフガニスタン

② 1月15日（土） 10時～11時30分

テーマ：ビルマ（ミャンマー）

③ 日程未定 テーマ：入管

緊急食料支援
第3弾
11月の予定



会場 生協生活文化会館（名古屋市千種区）

定員 30名

豊橋生協会館（豊橋市牟呂町）

定員 20名

オンライン

定員 なし

参加費 無料（食料品・現金の寄付を募ります）

主催団体： NPO法人 名古屋難民支援室

NPO法人 地域と協同の研究センター

アジア・ボランティア・ネットワーク東海

協力団体： 生活協同組合コープあいち



[お申し込み・お問い合わせはコチラへ](#)（地域と協同の研究センター 平日10時～17時）

電話 052-781-8280

FAX 052-781-8315

e-mail AEL03416@nifty.com

お申し込みの際 お伝えいただくこと

右下の QR コードからもお申し込みいただけます。

https://docs.google.com/forms/d/1J_UZEOjoGHC_ePbYyHQ7FAA8WAXcaTji-OFBD1JQeck/edit

お名前・ご所属（あれば）

参加方法 会場（名古屋 ・ 豊橋）

オンライン グループディスカッション参加

オンライン 聞くだけ参加

オンライン参加希望の方はメールアドレス



緊急食料支援 第3弾 開催 11月の予定 ※学習会当日、会場にもお持ちください。

●集める食品にはお守りいただきたい条件があります。

- ・包装や外装が破損していないもの
- ・生鮮食品以外のもの ・未開封のもの
- ・賞味期限が明記されており、またそれが一ヶ月以上先のもの



＜コープあいちの店舗から寄せられた食料品＞
(2021年9月 一部です)

●以下のような食品が特に喜ばれます。

- ・お米(白米)・パスタ・カップ麺・乾麺
- ・調味料(食用油、醤油、砂糖等)
- ・缶詰(肉、魚、野菜、くだもの等)
- ・レトルト食品(カレー・スープ・惣菜等)
- ・コーヒー、お茶などの嗜好品

お寄せいただいた支援物資は、責任を持って、NPO法人 名古屋難民支援室を通して難民申請中の方、難民認定された方へ届けます。

宗教上の理由等から、動物性のもの（エキスも含めて）が摂取できない方もおられます。お届けするときには配慮をしています。

難民ってどういう人なの？

難民とは、生命や自由が脅かされているため、やむを得ず母国を逃れ、他国に保護を求める人々です。下の4つの条件を満たす場合、難民条約（日本は1981年に加入）で難民として保護されることが決められています。

1. 出身国の外にいる。
2. 迫害を受ける恐れがあるという十分に理由のある恐怖を有する。
3. その恐怖は、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由としている。
4. 出身国の保護を受けることができない、又は上記のような恐怖を有するためにそれを望まない。

日本は、難民条約に加入しているにも関わらず、他のG7諸国に比べて圧倒的に難民認定者が少ない現状があります。＜NPO 名古屋難民支援室 ホームページより <http://www.door-to-asylum.jp/> ＞



名古屋難民支援室
Door to Asylum Nagoya

いま、なぜ食料支援なの？ 難民条約により、迫害を受けている人を本国へは送り返せないため、日本政府は収容施設に収容します。収容施設は密集しているため、コロナ禍で多くの方が仮放免されていますが、保障は何もありません。就労もできず、保険も加入できません。支援者がいないと生活できない状況のため、緊急的に食料支援を行っています。